2025年5月9日時点で工事中の盛土等は届出が必要です。

一宮市では、宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土等規制法)に基づき、

2025年5月9日(金)【予定】に一宮市全域を宅地造成等工事規制区域に指定し、規制を開始します。

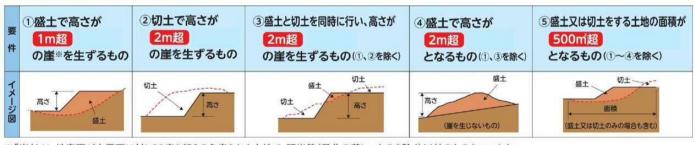
1. 盛土等規制法に基づく届出

盛土規制法第21条第1項の規定に基づき、規制区域内で、規制が開始される前に着手され、規制開始日以降に工事が完了する一定規模以上の盛土、切土及び一時的な土石の堆積(盛土等)については、規制区域の指定があった日から21日以内に届出が必要となります。

届出の提出期限:2025年5月29日(木)まで

2. 届出が必要な盛土等の規模

<土地の形質の変更(盛土・切土)>



<一時的な土石の堆積>



※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

※⑤は盛土又は切土をする厚さが30cmを超えないものは除きます。

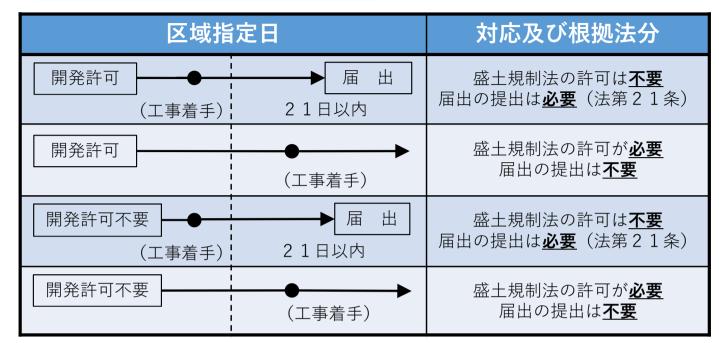
※①は土石の堆積をする厚さが30cmを超えないものは除きます。

【出典 :盛土規制法パンフレット(国土交通省・農林水産省を一部加工】

3. 届出の提出

届出については、建築指導課のWebサイトの専用フォーム(ページID:1065557 届出書提出先はこちら(外部リンク))から提出していただくか、建築指導課へ(1部)直接提出して下さい。

4. 区域指定日をまたぐ工事の対応



※工事着手の時期により必要な手続きが異なります。工事の期間が区域指定日付近となる 工事については、お早めに建築指導課までご相談ください。

6. よくある質問

- 01 昔から継続して工事を行っています。届出は必要ですか?
- A1「2届出が必要な盛土等の規模」に該当する工事は、届出が必要です。
- Q 2 砂利採取法に基づく事業を実施しています。届出は必要ですか?
- A 2 届出は不要です。災害の発生する恐れがない事業として、政令第5条及び省令第8条で定められた工事は、届出を提出する必要はありません。
- Q3 指定日前に工事着手し、指定日前に造成工事が完了します。届出は必要ですか?
- A 3 指定日前に「2 届出が必要な盛土等の規模」に該当する工事が完了していれば、届出は不要です。
- Q4 指定日前に都市計画法第29条第1項又は第2項の許可(開発許可)を受け、指定日以降に工事完了します。届出は必要ですか?
- A 4 指定日前に工事に着手している「2 届出が必要な盛土等の規模」に該当する工事は、届出が必要です。工事に着手していない場合は届出は不要ですが、盛土規制法の許可を受ける必要があります。

5. 届け出内容の公表

提出された届出の内容は、盛土規制法第21条 第2項の規定に基づき、以下の事項がWebサイト で公表されます。

- 工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施工される土地の所在地
- 宅地造成等若しくは特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施工される土地の位置図
- 工事の届出年月日、工事施工者の氏名又は 名称、工事の着手年月日及び工事の完了予 定年月日
- ・ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最 大堆積土量